

# 山梨県公報

第一千二百一十一号

平成二十三年

三月二十四日

木曜日

## 目次

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	二〇七
林業種苗生産事業者の登録	二〇九
障害者就業生活支援センターの指定	二〇九
家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施	二〇九
道路の区域変更	一一一
道路の供用開始(四件)	一一二
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	一一三
河川区域の指定の一部改正(四件)	一一三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	一一三
都市計画の変更(十七件)	一一四
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部改正	一一九
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一一九
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一一九
大規模小売店舗の名称及び所在地の変更の届出	一二九
都市計画区域の変更(四件)	一三〇
開発行為に関する工事の完了について	一三〇
富士北麓都市計画道路事業の施行について(二件)	一三〇

## 告 示

### 山梨県告示第百十四号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、次の一から

四までの表の水域の欄にそれぞれ掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表2に掲げる類型をいう。)をこれらの表の該当類型の欄にそれぞれ掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間をこれらの表の達成期間の欄にそれぞれ掲げるとおり定め、平成二十三年四月一日から適用する。ただし、達成期間は、これらの表の指定日の欄にそれぞれ掲げる日から起算するものとする。

なお、水質汚濁に係る環境基準(昭和四十九年山梨県告示第百五十三号)は、廃止する。

平成二十三年三月二十四日

一 環境庁告示別表2の1の①のア関係

山梨県知事 横 内 正 明

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	A	イ	昭和四十九年四月一日
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	A	ハ	昭和四十九年四月一日
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	AA	イ	昭和四十九年四月一日
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	B	ハ	昭和四十九年四月一日
濁川(全域)	C	ハ	平成七年三月三十日
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	B	ハ	昭和四十九年四月一日
平等川(全域)	B	イ	昭和四十九年四月一日
重川(全域)	B	イ	平成七年三月三十日
日川(全域)	A	イ	平成七年三月三十日
滝沢川(全域)	B	イ	平成七年三月三十日

黒沢川（塩川に合流するもの 全域）	C	八	平成七年三月三十日
鶴川（全域）	A	イ	平成七年三月三十日
笹子川（全域）	A	イ	平成七年三月三十日
朝日川（全域）	A	イ	平成七年三月三十日
柄杓流川（全域）	A	八	平成七年三月三十日
宮川（相模川に合流するもの 全域）	B	ロ	平成七年三月三十日

備考

一 該当類型の欄中の「A」、「B」及び「C」とは、環境庁告示別表2の1の①のAの類型を示す。

二 達成期間の欄中の「イ」、「ロ」及び「ハ」は、次に定めるとおりとする（二の表から四の表までにおいて同じ。）。

イ 直ちに達成

ロ 五年以内で可及的速やかに達成

ハ 五年を超える期間で可及的速やかに達成

二 環境庁告示別表2の1の①のイ関係

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
笛吹川上流（亀甲橋より上流）	生物A	イ	平成二十三年四月一日
笛吹川下流（亀甲橋より下流）	生物B	イ	平成二十三年四月一日
荒川上流（亀沢川合流点より上流）	生物A	イ	平成二十三年四月一日
荒川下流（亀沢川合流点より下流）	生物B	イ	平成二十三年四月一日

濁川（全域）	生物B	イ	平成二十三年四月一日
鎌田川（笛吹川右岸に合流するもの全域）	生物B	イ	平成二十三年四月一日
平等川（全域）	生物B	イ	平成二十三年四月一日
重川（全域）	生物B	イ	平成二十三年四月一日
日川（全域）	生物A	イ	平成二十三年四月一日
滝沢川（全域）	生物B	イ	平成二十三年四月一日
黒沢川（塩川に合流するもの 全域）	生物B	イ	平成二十三年四月一日
鶴川（全域）	生物A	イ	平成二十三年四月一日
笹子川（全域）	生物A	イ	平成二十三年四月一日
朝日川（全域）	生物A	イ	平成二十三年四月一日
柄杓流川（全域）	生物A	イ	平成二十三年四月一日
宮川（相模川に合流するもの 全域）	生物B	イ	平成二十三年四月一日

備考 該当類型の欄中の「生物A」及び「生物B」とは、環境庁告示別表2の1の①のイの類型を示す。

三 環境庁告示別表2の1の②のA関係

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
山中湖（全域）	湖沼A	イ	昭和四十九年四月一日
河口湖（全域）	湖沼A	イ	昭和四十九年四月一日

西湖（全域）	湖沼 A	イ	昭和四十九年四月一日
精進湖（全域）	湖沼 A	イ	昭和四十九年四月一日
本栖湖（全域）	湖沼 A A	イ	昭和四十九年四月一日

備考 該当類型の欄中の「湖沼 A A」及び「湖沼 A」とは、環境庁告示別表 2 の 1 の (2) のアの類型を示す。

四 環境庁告示別表 2 の 1 の (2) のウ関係

水 域	該当類型	達成期間	指 定 日
山中湖（全域）	湖沼生物 B	イ	平成二十三年四月一日
河口湖（全域）	湖沼生物 B	イ	平成二十三年四月一日
西湖（全域）	湖沼生物 A	イ	平成二十三年四月一日
精進湖（全域）	湖沼生物 B	イ	平成二十三年四月一日
本栖湖（全域）	湖沼生物 A	イ	平成二十三年四月一日

備考 該当類型の欄中の「湖沼生物 A」及び「湖沼生物 B」とは、環境庁告示別表 2 の 1 の (2) のウの類型を示す。

山梨県告示第百十五号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者を登録した。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
山梨	中村千鶴子	笛吹市境川町藤	種穂の採取及び	笛吹市境川町藤	

四四〇	清水 康男	北杜市長坂町小 荒間七四七番地 二	同右	袋五七五番地 精選並びに苗木 の育成	袋五七八番地
山梨 四四一	清水 康男	北杜市長坂町小 荒間七四七番地 二	同右		北杜市長坂町小 荒間七四七番地 二

山梨県告示第百十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十三条の規定により、同法第三十四条に規定する業務を行う者として、次のとおり指定した。

平成二十三年三月二十四日 山梨県知事 横 内 正 明

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人ありんこ	富士吉田市大明見一 六九六番地	富士吉田市新西原三 丁目四番二十号	平成二十三年三 月八日

山梨県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、笛吹市	一次のいづれかに該当する生後六カ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	1 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査 (-) 急速凝集反応法 2 酵素免疫測定法による検査 3 補体結合反応検査

<p>、上野 原市、 甲州市 、西八 代郡、 南都留 郡（富 土河口 湖町の 区域を 除く） 及び北 都留郡</p>	<p>富士河 口湖町 、甲府 市、韮 崎市、 南アル プス市 、甲斐 市、中 央市、 南巨摩 郡、中 巨摩郡 及び北 杜市</p>	<p>2 種付けの用に供し、 又は供する目的で飼育 している雄牛 3 1又は2に掲げる牛 と同一施設内で飼育し ている牛 4 県外から導入された 牛で飼育している区域 を所管する家畜保健衛 生所長の指定するもの 二 その他飼育している区 域を所管する家畜保健衛 生所長の指定する牛</p>	<p>十一日 までの 間にお いて対 象家畜 を飼育 してい る区域 又は死 亡した 区域を 所管す る家畜 保健生 所長の 指定す る日</p> <p>4 査 その他必要な検 査 1 ツベルクリン検 査（皮内注射法） 2 その他必要な検 査</p>
<p>牛のヨーネ 病の発生予 防のため</p>		<p>北杜市</p> <p>一 次のいずれかに該当す る生後六カ月齢以上の牛 で実施区域内で飼育して いるもの 1 搾乳の用に供し、又 は供する目的で飼育し ている雌牛 2 種付けの用に供し、 又は供する目的で飼育 している雄牛</p> <p>二 区域を所管する家畜保健衛 生所長の指定する牛</p>	<p>同</p> <p>一 予備的抗体検出法 による検査 二 酵素免疫測定法に よる検査 三 ヨーニン検査 四 その他必要な検査</p>

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握のため	馬伝染性貧血の発生产防のため	高病原性鳥インフルエンザの発生产察のため
県内全域	県内全域	県内全域
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。	実施区域内で飼育している生後百八十日以上馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で百羽以上の家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下この項において同じ。）を飼育している農場又は
同	同	同
一 酵素免疫測定法 二 ウエスタンプロット法による検査 三 免疫組織化学的検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 ウイルス学的検査 三 その他必要な検査

家きんサルモネラ感染症の発生产防のため	腐蛆病の発生产防のため	アカバネ病、チユウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生产察のため
県内全域	県内全域	県内全域
十羽以上のだちょうを飼育している農場で飼育されている家きんで、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの	実施区域内で飼育しているみつばち	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が指定するもの
同	同	同
凝集反応検査（急速凝集反応法）	一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査	一 中和反応検査 二 臨床検査

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

- 一 道路の種類 県道 山梨県知事 横内 正 明
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字神戸二二〇番地先から 甲州市塩山上萩原字新居下河原二四七二番 の六地先まで	七・二丁 一八・五	五・五丁 六・九		三五〇・〇

**山梨県告示第百十九号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三〇〇号	南巨摩郡身延町大字下山字川除 下一〇六三四番の二地先から 南巨摩郡身延町大字下山字川除 下九二九六番の二地先まで	三〇五・〇	平成二十三年三月二十四日

**山梨県告示第百二十号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
甲府市酒折町字山腰の丁一三七 八番の二地先から 甲府市酒折町字山腰の丁一三七 八番の二地先まで			一三三・〇	平成二十三年三月二十四日

**山梨県告示第百二十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町遅沢字水口一三 三三番の二地先から 南巨摩郡身延町中山字梨ノ木田 五九〇番の二地先まで	二二四・〇	平成二十三年三月二十四日

**山梨県告示第百二十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成二十三年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	長坂高根線	北杜市高根町村山西割字西ノ原	三四・〇	平成二十三年三月二十四日

二〇九一番の地先から  
北杜市高根町村山西割字西ノ原  
二〇九一番の地先まで

年三月二十  
四日

### 山梨県告示第百二十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 河川の名称 富士川水系 第二平等川

二 河川管理施設の名称又は種類 右岸堤防

三 河川管理施設の位置 笛吹市石和町松本字前河原千九百九十番地先から笛吹市石和町

松本字前河原千四百九番三十地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 笛吹市長 荻野正直

2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番地

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成二十三年三月二十四日から道路を廃止するとき又は堤防の公用を廃止するときまで

### 山梨県告示第百二十四号

一級河川葛籠沢川に係る河川区域の指定（昭和五十九年山梨県告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第十号図までに係る区域を次のように変更する。

山梨県公報 第百二十一号 平成二十三年三月二十四日

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木整備部治水課及び峡南建設事務所（身延管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第百二十五号

一級河川宮原川に係る河川区域の指定（昭和五十九年山梨県告示第七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第三号図までに係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木整備部治水課及び峡南建設事務所（身延管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第百二十六号

一級河川利根川に係る河川区域の指定（昭和四十九年山梨県告示第一百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第三号図までに係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木整備部治水課及び峡南建設事務所（身延管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第百二十七号

一級河川旧利根川に係る河川区域の指定（昭和四十九年山梨県告示第一百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第二号図までに係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木整備部治水課及び峡南建設事務所（身延管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

### 山梨県告示第百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木整備

部砂防課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

山梨市													市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
水口の1	山口の1 3	山口の1 2	山口の1 1	山口の2	切差の2 5	切差の2 4	切差の2 3	切差の2 2	切差の2 1	戸市 4	戸市 3	戸市 2	戸市 1	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			

戸市 1	万力の3	万力	水口	山口の2・山口	山口	切差の2	切差	切差の1	戸市	万力寺横	万力・万力の2	北 2	北 1	市川の1	水口の3 2	水口の3 1	水口の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

戸市川の1	兄川 6	兄川 5	兄川 4	兄川 3	兄川 2	兄川 1	清水川	南沢	前の沢	日影沢 2	日影沢 1	畑沢	夕川	北の2	北	切差 2	切差 1	戸市 2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

第二上の沢 1	湯沢	上の沢	谷津川 4	谷津川 3	谷津川 2	谷津川 1	弟川	天狗川	貴船川	第三上の沢	大川	ハザマ沢	東川 2	東川 1	船沢	猪乙川	本村川	棚沢川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

切差 3	切差 2	切差 1	矢坪 2	矢坪 1	市川 2	市川 1	戸市 4	戸市 3	戸市 2	戸市 1	山口沢の2	山口沢の1	梨沢川	神峰北の沢	沸沢の2	西沢	戸市川の2	第二上の沢 2	土石流
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

山梨市															市町村名		土砂災害特別警戒区域の名称		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  次の図のとおり (図面省略)	
水口の2	水口の1	山口の1 3	山口の1 2	山口の1 1	山口の2	切差の2 5	切差の2 4	切差の2 3	切差の2 2	切差の2 1	戸市 4	戸市 3	戸市 2	戸市 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		

戸市 2	戸市 1	万力 の3	万力	水口	山口 の2・山口	山口	切差 の2	切差	切差 の1	戸市	万力寺横	万力・万力 の2	北 2	北 1	市川の 1	水口の 3 2	水口の 3 1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大川	八ザマ沢	東川 2	船沢	猪乙川	本村川	戸市川の 1	兄川 4	兄川 3	兄川 2	兄川 1	南沢	前の沢	日影沢 2	畑沢	北 の2	北	切差 2	切差 1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊



二 土砂災害特別警戒区域

富士河口湖町						市町村名
明光山大石の1	梨川河口の2	梨川河口の1	西川河口の3	西川河口の2	西川河口の1	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)						土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

西湖西の1	西湖大輪山	西湖小津原	足和田長浜の4	足和田長浜の3	足和田長浜の2	白山神社の2	白山神社の1	戸沢川尾祖場
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

西湖西の1	西湖大輪山	西湖小津原	足和田長浜の4	足和田長浜の3	足和田長浜の2	白山神社の2	白山神社の1	戸沢川尾祖場	産屋ヶ崎	鯉ノ水川河口の3	鯉ノ水川河口の2	鯉ノ水川河口の1	六首川河口の3	六首川河口の2	六首川河口の1	長浜トンネル	桑崎山大石の2	桑崎山大石の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第三百十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横 内 正 明

道志村	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
久保5	久保5	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
久保6	久保6	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
久保7	久保7	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
野原1	野原1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
野原2	野原2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
野原3	野原3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
野原4	野原4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
野原5	野原5	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
大渡1	大渡1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
大渡2	大渡2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
大渡3	大渡3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
大渡4	大渡4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

大渡5	大渡5	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大渡6	大渡6	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大渡7	大渡7	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大渡9	大渡9	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大渡11	大渡11	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大渡11の1	大渡11の1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大渡11の2	大渡11の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大渡11の3	大渡11の3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野1の1	月夜野1の1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野1の2	月夜野1の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野2	月夜野2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野3	月夜野3	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野4	月夜野4	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野5	月夜野5	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野6	月夜野6	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野7	月夜野7	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野8	月夜野8	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野9	月夜野9	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
月夜野10	月夜野10	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

三ヶ瀬川の左支1	三ヶ瀬川の左支2	三ヶ瀬川の右支1	三ヶ瀬川の右支2	三ヶ瀬川の右支3	滝の沢の東の2	滝の沢の東の1	唐沢	間沢	鳥屋沢	長沢	東 マナイタクラ沢の	月夜野16	月夜野15	月夜野14	月夜野13	月夜野12	月夜野11
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

市町村名	二 土砂災害特別警戒区域																
	区域の名称	子ツ沢	槽沢	宝永沢	指入沢の東	荒井沢	指入沢の西	金沢の西	小室久保沢	室久保沢右支1	室久保沢左支1	室久保沢左支2	猿口沢の西	山奥沢の2	山奥沢の1	ムジナ沢の東	ムジナ沢の西
現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ	土砂災害特別警戒区域の表																



室久保沢左支1	室久保沢左支2	猿口沢の西	山奥沢の2	山奥沢の1	ムジナ沢の東	ムジナ沢の西	三ヶ瀬川の左支1	三ヶ瀬川の左支2	三ヶ瀬川の右支2	三ヶ瀬川の右支3	滝の沢の東の2	滝の沢の東の1	唐沢	間沢	鳥屋沢	長沢	東 マナイタクラ沢の
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

小室久保沢	金沢の西	指入沢の西	荒井沢	指入沢の東	宝永沢	椿沢	子ツ沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

山梨県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

一 土砂災害警戒区域

山中湖村	市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 次の図のとおり (図面省略)
霜窪沢の2	霜窪沢	一の砂川の2	土石流	
霜窪沢の2	霜窪沢	一の砂川の2	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

市町村名																			
	土砂災害特別警戒区域の名称	桑の木沢	一の砂川の3	下り山沢	茶屋段沢	朝沢	旭沢	大洞沢	階形沢	階形沢の3	階形沢の2	大堀川2 2	大堀川2 1	大堀川5	大堀川4	大堀川3	大堀川2	大堀川1	
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定さ																		

山梨県告示第百三十二号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十																山中湖村
	桑の木沢	一の砂川の3	下り山沢	茶屋段沢	朝沢	旭沢	大洞沢	階形沢	階形沢の3	大堀川2 1	大堀川5	大堀川4	大堀川3	大堀川1	霜窪沢の2	一の砂川の2
	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
																れる衝撃に関する事項 （図面省略）

八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画、峡東都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、笛吹川都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画 都市計画区域の整備 開発及び保全の方針

(甲府盆地七都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(身延都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、

当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(富士北麓都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

都留都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(都留都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(大月都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**山梨県告示第百三十七号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

上野原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(上野原都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**山梨県告示第百三十八号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画、峡東都市計画及び笛吹川都市計画道路

(三・二・百五号 西関東連絡道路)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**山梨県告示第百三十九号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画及び南アルプス都市計画道路

(一・四・百三号 甲府外郭環状道路)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**山梨県告示第百四十号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

韮崎都市計画及び南アルプス都市計画道路

(一・四・百二号 白根双葉幹線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

南アルプス都市計画及び富士川都市計画道路

(一・四・百一号 増穂白根幹線)

(三・四・百一号 青柳長沢線)

(三・四・百二号 増穂白根線)

(三・四・百三号 甲西増穂線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第四百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

笛吹川都市計画道路

(三・五・一号 石和温泉駅前線)

(三・五・四号 鶴飼橋松本線)

(三・三・六号 甲府バイパス（国道二十号）)

(三・五・七号 石和温泉駅前松本線)

(三・四・八号 石和市部通り線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

市川三郷都市計画道路

(三・四・二号 大門桃林線)

(三・六・三号 南通り線)

(三・四・四号 西条高田線)

(三・四・五号 籠鼻川浦線)

(三・六・六号 高等学校前線)

(三・六・七号 市川本通り線)

(三・四・八号 役場前線)

(三・六・十号 橋場高田線)

(三・六・十一号 上野駅通り線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第四百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

富士川都市計画道路

- (三・五・二号 青柳横通り線)
- (三・六・四号 鯉沢本通り線)
- (三・四・五号 大柵大久保線)
- (三・四・六号 鯉沢増穂線)

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

南アルプス都市計画道路

- (三・五・二号 下市之瀬江原線)
- (三・三・九号 白根開国橋線)
- (三・四・十号 櫛形若草線)
- (三・四・十七号 若草東西線)

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

一 都市計画の種類

- 南アルプス都市計画公園
- (五・五・一号 御勅使南公園)
- (五・五・二号 櫛形総合公園)

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

甲府都市計画、韮崎都市計画、南アルプス都市計画、市川三郷都市計画及び富士川都市計画下水道  
(釜無川流域下水道)

- 二 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

山梨県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類

峡東都市計画及び笛吹川都市計画下水道  
(峡東流域下水道)

- 都市計画の変更に係る土地の区域  
縦覧に供する図書に明示する部分
- 縦覧場所  
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県国土整備部都市計画課

### 山梨県告示第四百十九号

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明  
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示の一部を改正する告示

都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物について容積率等の限度を定める告示(平成十六年山梨県告示第九十二号)の一部を次のように改正する。  
本則の表七の項中「東八代都市計画、市川大門都市計画、増穂都市計画、峡西都市計画」を「笛吹川都市計画、市川三郷都市計画、富士川都市計画、南アルプス都市計画」に改める。

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十三年三月八日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人国際教育村

2 代表者の氏名 庄司日出夫

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町船津三千四百三十三

4 定款に記載された目的

この法人は、教育機関、保護者、地域住民、企業、行政等が一体となって子ども達の生活及び教育環境を整備し、その健全な成長を支援することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年三月九日から同年五月八日まで

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明  
一 申請のあった年月日 平成二十三年三月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 子育て支援センターちびっこはうす

2 代表者の氏名 宮澤由佳

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上町千二百四十六番地

4 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親・子育て支援者に対して、育児支援に関する事業を行い、安心して子どもを生み育てられる社会の形成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年三月九日から同年五月八日まで

### ● 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年七月二十四日まで縦覧に供する。  
平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行
- 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンモール甲府昭和  
 (二)所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理地内一街区
- 2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称)イオンモール甲府昭和	イオンモール甲府昭和
大規模小売店舗の所在地	山梨県中巨摩郡昭和町飯喰 一 十二街区一画地外	山梨県中巨摩郡昭和町常永 土地区画整理地内一街区

3 変更の年月日

平成二十三年一月二十七日

三 届出年月日

平成二十三年三月八日

● 都市計画区域の変更

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項の規定において準用する同条第五項の規定により、峡東都市計画区域のうち笛吹市の区域及び東八代都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成二十三年三月二十四日

- 一 都市計画区域の名称 山梨県知事 横内正明
- 二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
- 三 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

● 都市計画区域の変更

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項の規定において準用する同条第五項の規定により、峡西都市計画区域を次のように変更する。

平成二十三年三月二十四日

- 一 都市計画区域の名称 山梨県知事 横内正明

- 二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
- 三 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

● 都市計画区域の変更

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項の規定において準用する同条第五項の規定により、市川大門都市計画区域を次のように変更する。

平成二十三年三月二十四日

- 一 都市計画区域の名称 山梨県知事 横内正明
- 二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
- 三 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

● 都市計画区域の変更

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項の規定において準用する同条第五項の規定により、増穂都市計画区域を次のように変更する。

平成二十三年三月二十四日

- 一 都市計画区域の名称 山梨県知事 横内正明
- 二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
- 三 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十三年三月二十四日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 横内正明
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中巨摩郡昭和町西条字松ノ木三〇九二の一、三〇九二の二、五一九一の一、道及び水の区域 森田 幸雄

● 富士北麓都市計画道路事業の施行について

富士北麓都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

富士北麓都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

富士北麓都市計画道路事業三・三・一〇号 船津小海線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所所在地

山梨県富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士・東部建設事務所吉田支所

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

● 富士北麓都市計画道路事業の施行について

富士北麓都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十三年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

富士北麓都市計画道路事業三・三・一〇号 船津小海線

二 施行者の名称

山梨県

三 事務所所在地

山梨県富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士・東部建設事務所吉田支所

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 山梨県南都留郡富士河口湖町大字小立字七本桜及び字大堀地内

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番